省　令

○農林水産省令第十三号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される同法第四十四条第二項及び第四十九条第一項の規定に基づき、動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年三月一日

農林水産大臣　赤松　広隆

動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令

動物用医薬品等取締規則（平成十六年農林水産省令第百七号）の一部を次のように改正する。

別表第二劇薬の項中第三十八号を第三十九号とし、第二十三号から第三十七号までを一号ずつ繰り下げ、第二十二号の次に次の一号を加える。

二十三　ジルロタピド及びその製剤

別表第三中第百八号を第百九号とし、第三十六号から第百七号までを一号ずつ繰り下げ、第三十五号の次に次の一号を加える。

三十六　ジルロタピド

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

告　示

○金融庁・法務省告示第一号

社債等登録法施行令（昭和十七年勅令第四百九号）第一条第一項（同令第十二条において準用する場合を含む。）の会社並びに社債等登録法施行規則（昭和十七年大蔵省・司法省令第一号）第十二条第一項の登録機関及びその支店の指定に関する件（昭和十七年四月大蔵省・司法省告示第一号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年三月一日

金融庁長官　三國谷勝範

法務大臣　千葉　景子

二中「株式会社びわこ銀行　大津市中央四丁目　株式会社びわこ銀行本店」を削り、「日興シティ信託銀行株式会社　東京都品川区東品川二丁目　日興シティ信託銀行株式会社本店」を「ＮＣＴ信託銀行株式会社　東京都品川区東品川二丁目　ＮＣＴ信託銀行株式会社本店」に改める。

○消費者庁告示第二号

消費者契約法（平成十二年法律第六十一号）第十三条第三項の規定に基づき、別表に掲げる者を適格消費者団体として認定をしたので、同法第十六条第一項の規定に基づき公示する。

平成二十二年三月一日

消費者庁長官　内田　俊一

別表（適格消費者団体名簿）

適格消費者団体の名称	適格消費者団体の住所	差止請求関係業務を行う事務所の所在地	認定をした日
特定非営利活動法人消費者支援ネット北海道	札幌市中央区北四条西十二丁目一番五十五	札幌市中央区北四条西十二丁目一番五十五	平成二十二年二月二十五日

○総務省告示第五十四号

政党助成法（平成六年法律第五号）第十三条の規定に基づき、平成二十一年分として交付した政党交付金の総額及び各政党に対して交付した政党交付金の額を次のとおり告示する。

総務大臣　原口　一博

平成二十二年三月一日

1　政党交付金の交付額

政党交付金の総額　31,888,713,500円

2　各政党に対して交付した政党交付金の額

(1)　改革クラブ

交付した月日	4月20日	28,974,750円
	7月17日	28,974,750円
小　計		57,949,500円
交付決定額		(115,899,000円)

(2)　公明党

交付した月日	4月20日	681,364,500円
	7月17日	681,364,500円
	10月20日	627,990,500円
	12月18日	627,990,500円
小　計		2,618,710,000円
交付決定額		(2,618,710,000円)

(3)　国民新党

交付した月日	4月20日	107,376,000円
	7月17日	107,376,000円
	10月20日	102,498,000円
	12月18日	102,498,000円
小　計		419,748,000円
交付決定額		(419,748,000円)

(4)　社会民主党

交付した月日	4月20日	225,269,750円
	7月17日	225,269,750円
	10月20日	220,005,750円
	12月18日	220,005,750円
小　計		890,551,000円
交付決定額		(890,551,000円)

(5)　自由民主党

交付した月日	4月20日	3,933,390,750円
	7月17日	3,933,390,750円
	10月20日	3,056,773,250円
	12月18日	3,056,773,250円
小　計		13,980,328,000円
交付決定額		(13,980,328,000円)